

7 学生生活

学生生活に関しては、この項及びキャンパスブックを参照してください。

(1) 各種手続窓口等

① 手続き窓口

各種手続・交付の窓口は、次のとおりです。

	区 分	担当窓口, 提出・交付場所	時 期	備 考
履 修 関 係	学生便覧	新入生オリエンテーション		4年間使用する。
	授業時間割表	新入生オリエンテーション(新入生)		単年度使用
		学科オリエンテーション	3月	単年度使用
	受験延期願	学務部学務企画課教務第二係	試験前日迄	診断書等添付(教養教育科目)
	仮受験票の交付申請		試験当日	
	単位認定願	学務課工学部担当	入学時(1年次)	入学前の既修得単位
			別途掲示	外部検定試験
学 籍 関 係	学生証の交付	入学式会場	入学式終了後	
	学生証の紛失届	学務部学務企画課教務第一係	随時	
	学生証の再交付申請		随時	
	現住所, 帰省先, 保証人等 変更, 改姓届	学務課工学部担当及び 自然系研究科等事務部会計課	随時	
	休学, 退学, 復学願, 他大学・学部等受験許可願		随時	
	転学科願		2月末迄	
	欠席届	学務課工学部担当	随時	連続して1週間以上欠席する 場合提出(診断書等添付)
	公欠届		随時	後述の「(4) 学生の通学が困 難となる事由が発生した場合 における授業等の取扱いにつ いて」を参照。
証 明 書 関 係	通学定期乗車券発行控 (通学証明書となるもの)	学務部学生支援課	即時発行	通学定期券購入時に必要な ものです。学生証持参
	学生生徒旅客運賃割引証 (学割証)	(和文)学務課工学部担当	即時発行	
	在学証明書(英文を含む)	事務室内及び一般教育棟 A棟1階の証明書発行パ ソコン(学生各自が操作)	即時発行	
	成績証明書(英文を含む)		即時発行 (ただし, 英文証 明の場合は, 日 数が掛ります。)	ただし, 機械工学科及びシス テム工学科4年については, 申請書により申込, 翌日午後 発行
	卒業見込証明書(英文を含む) * 4年次のみ発行可能	(英文)学務課工学部担当		
	健康診断書	保健管理センター	申込日の翌2日 後の午後	定期健康診断受診者のみ
授 業 料 ・ 奨 学 金 関 係	授業料	自然系研究科等事務部会計課	前期分4月 後期分10月	指定期日に指定の預貯金口座 から口座振替
	授業料免除, 同徴収猶予		申請時期等については, 学務部, 工学部学生 掲示板により周知するので注意しておくこと。	
	日本学生支援機構, その他の奨学金	学務部学生支援課	申請時期及び学生通知事項は, 学務部, 工学部 掲示板により周知するので注意しておくこと。	
	学生教育研究災害傷害保険		新入生は入学時 在学生は随時	所定の振込用紙により郵便局 へ払い込む。
そ の 他	工学部テニスコート使用願	学務課工学部担当	14時20分から受 付(先着順)	平日のみ 14:20~17:15使用可
	中国・四国地区国立大学共 同研修所(大山)利用申込		利用の場合は, 事前に左記へ相談してください。	

② 掲 示

学生に対する公示、通知、連絡及び指示等は、すべて掲示により行います。見落としのないよう、1日に何度かは掲示板を見るように心掛けてください。

なお、緊急を要する時は、直接電話で連絡する場合がありますので、現住所・電話番号等を記載する書類には携帯電話の電話番号も記載してください。

掲示場所

工学部学生周知用掲示板：工学部1号館1階(第1・第2講義室前)、各学科掲示板

全学の学生周知用掲示板(学生生活関連)：大学会館1階掲示板

全学の学生周知用掲示板(教養教育科目関連)：一般教育棟(A棟1階、D棟1階)掲示板

③ 学生相談等

学生生活を送る中で、学修上又は生活上で困ったり、悩みがある時、事件等の被害にあった時には、それぞれ担当がいますので、気兼ねなく相談してください。

工学部

学修に関すること：各学科2名の教務委員会委員（教務委員）がいますので、どちらかに相談

4年次生の場合は、指導教授に相談

学生生活に関すること：各学科の学生生活委員会委員（学生生活委員）に相談

4年次生の場合は、指導教授に相談

セクシュアル・ハラスメントに関すること：セクシュアル・ハラスメント相談員

全般に関すること：学務課工学部担当へ相談

全 学

学生生活全般：学生相談室〔一般教育棟C棟1階(東側)〕

電話：086-251-7169 E-mail：nayami@cc.okayama-u.ac.jp

なんでも相談窓口〔一般教育棟A棟2階東側事務室〕

電話：086-251-7182 E-mail：nayami@cc.okayama-u.ac.jp

病気・けが等：岡山大学保健管理センター E-mail：hokekanl@cc.okayama-u.ac.jp

(2) 授業料及び奨学金

① 授業料

前期分と後期分の2期に分けて4月と10月に納入しなければなりません。本学では、指定の預貯金口座から引き落とす「口座振替」による納入としています。口座振替日は、前期分4月25日、後期分10月25日（振替日が金融機関休業日となる場合は、翌営業日）となります。

なお、前述の期限に納入のない場合は、以後納入の督促（2回）を行い、当該年度末（3月31日）までに授業料が納入されなかったときは、翌年度4月1日付けで除籍となります。

② 授業料免除

特別な事情により授業料の納付が著しく困難な者に対しては、授業料免除、徴収猶予、月割分納等の制度があります。この制度により、授業料免除等を希望する場合は、所定の申請手続きが必要です。

申請の時期、方法については、掲示等により周知されますが、詳細等は学務部学生支援課へお問い合わせください。

③ 奨学金

本学では、日本学生支援機構、地方公共団体及び民間団体の奨学生を募集します。

申請の時期、方法については、掲示等により周知されますが、詳細等は学務部学生支援課へ尋ねてください。

ただし、外国人留学生に係る奨学金については、学務部国際課へ尋ねてください。

(3) 健康・安全管理・事故防止等について

① 健康

本学では、全学生を対象に、保健管理センターで毎年定期健康診断を実施していますので必ず受診するとともに、常日頃の健康管理に各自注意をはらってください。また、放射線同位元素（I R）等を取り扱う学生を対象に、I R健康診断が実施されていますので、該当する学生は必ず受診してください。健康診断の実施時期等については、掲示により周知します。

なお、保健管理センターでは、健康診断のほか、各種の健康相談等も行われていますので、気軽に利用してください。利用に当たっては、すべて無料です。

② 事件、事故等の防止

大学は自由だといわれますが、「自由」＝「何をしてもよい」ということではありません。

自分自身で決断・行動できるということは、行動の責任を自分自身が持つということです。トラブル等に遭遇しないためには、責任感と自覚を持って、以下のことに注意して行動してください。

また、オリエンテーション配付時の「安全で楽しい学生生活を送るために」及び「キャンパスブック」もよく読んで理解してください。

1) 災害補償の制度

正課中、学校行事中、通学中、課外活動中等において、身体に障害を被った場合の災害補償制度として「学生教育研究災害傷害保険」があり、全員入学時に加入することを奨励しています。

補償と保険料：

ア 普通保険保険料（3,000円 4年間分）：

正課、学校行事、課外活動中に傷害等を被った時補償（本人補償のみ）

イ 通学特約保険料（900円 4年間分）：

通学中に傷害等を被った時補償（本人補償のみ）

ウ 賠償責任保険保険料（1,360円 4年間分）：

正課、学校行事、課外活動、通学中等に、他人の身体等に傷害又は他人の財物を損壊させ、賠償責任を負った時補償（インターンシップ、教育実習中を含む。）

加入は、ア、イ、ウのすべてに加入するようにしてください。（保険料合計 5,260円）

詳細は、「学生教育研究災害傷害保険のごあんない」等を参照してください。問い合わせの場合は、学務部学生支援課へお尋ねください。

2) 授業（実験、実習）及び研究中の事故防止

工学部学生は、学年が進行するに従って、実験・実習が多くなります。その中で、危険物、劇物、特殊機器・設備等を取り扱う機会も増えてきます。それぞれには、固有の危険要因が含まれており、取扱いの際には万全の安全に対する認識と予防策が必要です。

こうしたことから、工学部では「実験・実習における安全の手引(冊子)」を作成し、学生全員に配付していますので、必ず熟読し、指導教員等の指示に従って実験・実習が安全に行われるようにしてください。また、その冊子には火災・地震発生時等の心得も掲載されていますので、参考としてください。

3) 各種サークル・団体等の勧誘に注意

岡山大学では、課外活動の場として大学が公認した「校友会」を中心に、各種サークルや同好会が活発に活動しています。しかし、大学のサークルへの勧誘まがいに、いろいろと声をかけてくる者（グループ）もいますので、十分注意してください。

地下鉄サリン事件以来、「宗教」を看板にした団体の犯罪行為が報道され、世界に衝撃を与えました。こうした団体のなかには、大学生が参加しているものもあります。入門コース等で、本人も気付かないうちにマインド・コントロールを受け、特定の心理状態に誘導したり、活動中に靈感商法等の反社会的行為を誘うものもあります。これまでに、活動に熱中して、学業を放棄した例もあります。また、それらには実質上脱退の自由がなかったり、脱退

表明後にも執拗な働きかけがあるとの事例が伝えられています。

勧誘の特徴としては、明解なサークル活動の目的・内容を説明することなく、「人生の目的とは……」「幸せとは……」といったテーマのアンケート調査を記名式で行っていたり、「手相判断をさせてください」と近寄ってきたり、「あなたの悩みを解決します」「本当の幸せが得られます」などと言葉巧みに誘いかける場合があります。また、「……講習会」「……研究ゼミ」等、さも大学が企画しているような誘いもあります。

対応としては、学内外で執拗な勧誘等を受けた場合は、警察へ届け出るとともに、学務部学生支援課又は学務課工学部担当へ連絡してください。また、勧誘等を受けた場合は、「安易に氏名・住所・電話番号を教えない」「相手の身分を確認する」「はっきりと断る」などの対処が必要です。

4) 悪徳商法、訪問販売、カードローン等に注意

最近、学生をターゲットにした「悪徳商法」「マルチ商法」「キャッチセールス」「自己啓発セミナー」などや、インターネットを利用したトラブルが多発しています。「すごく儲かるビジネスがある」とか「隠れた能力を引き出してみませんか」などと言葉巧みに近寄って来る者には、十分警戒することが必要です。また、学生への詐欺事件も多発しています。

特に、うまい話には十分な警戒をすること、気軽に署名・押印しないこと、しつこい電話には、きっぱりと「要りません」と断るということを、日頃から心掛けておくことが大切です。

5) 盗難に注意

大学内での盗難事件が多発しております。特に、体育の授業・課外活動中に更衣室等で貴重品類が盗難に遭うケースが目立っています。また、自転車、バイクの夜間放置による盗難も発生していますので、各自が十分に注意し、気を付けてください。

万一、盗難、紛失、落とし物を拾得した場合は、学務課工学部担当へ届け出てください。

6) 飲酒に注意

アルコールは、個人の体質や体調、また飲みすぎのため、「急性アルコール中毒」という重大な事態を引き起こすことがあります。

例年、新入生歓迎コンパ、サークルの打ち上げや大学祭等において、救急車で病院に運ばれるケースが少なからず起きています。不幸にも、死亡に至る事故も発生しています。過度の飲酒には、十分注意してください。また、飲ませる側にも大きな責任があります。未成年者は、法律で飲酒は禁止されていますので、そのことをよくわきまえてください。

無理な「イッキ飲み」や「飲酒の強制」は絶対しない。飲酒が苦痛なら、お酒を断る勇気を持ってください。

7) 夜間のひとり歩き等に注意

実験・実習や課外活動等で夜間に帰宅することがあると思いますが、夜間は、暴力行為や痴漢行為等が発生しやすく、大学構内及び周辺も例外ではありません。

最近の例では、凶器を所持した若者に暴行を加えられたうえに金品を強奪されるというケースが目立ちます。また、車に引きずり込まれて連れ去られたり、歩行中に背後から襲われたりしたケースもあり、被害は、男子学生、女子学生を問わず相当数にのぼっています。

大学構内では、女子トイレ、自転車置場、大学周辺では東西道路、南北道路で、特に薄暗い所での被害が目立ちます。

被害に遭わないためには、「不必要に遅くまで構内に残らない」「夜間のひとり歩き（自転車の走行）は避ける」「明るく安全な道を通る」「不審なグループがたむろしていたら近づかない」「防犯ベルを携帯する」「家族等に送り迎えをしてもらう」などの自己防衛が大切です。

万一、被害に遭ったら、すぐに警察へ通報するとともに、西門守衛所（学生証裏面に連絡先記載）へも連絡してください。

8) 学内外の交通ルールの遵守

最近、工学部学生が関わる交通事故等が学内外で多発しています。例として、運転してい

た学生が死亡・長期入院治療、同乗者が長期入院治療等であり、原因としては、飲酒、暴走、不注意、シートベルトの未装着などがあげられます。

交通事故は、被害者、加害者を問わず、とてもつらく重い問題であり、場合によっては死亡、治療、損害賠償、懲戒処分等のために、学業を辞めなければなりません。交通事故を起こさないよう、各自が、日頃から交通ルールの遵守に努め、自動車等を運転する場合は安全運転に心掛けることが大切です。

また、本学では、学内の交通安全のため、構内の交通規則が定められていますので、その規則に従ってください。自動車及びバイクで通学する場合は許可制になっており、無許可での構内乗り入れや不法駐車は、通行の障害となって危険であり、緊急車両の進路妨害にもなりますので、厳に慎んでください。

不法駐車車両に対しては、パーキングロックにより施錠されます。夜間10時以降の自動車での入構時には、パスカードが必要です。駐車許可及びパスカードの申請（毎年申請が必要）についての詳細は掲示により周知します。

その他、交通事故防止、騒音防止等の関係から、登校後の自動車等での学内移動についても、厳に慎んでください。

(4) 学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて

以下①～③の事由については、休講、出席停止、公欠等のいずれかの対象となりますので、必要に応じて手続きを行ってください。

なお、詳細については、岡山大学ホームページ「気象警報・インフルエンザに罹患した場合などの授業等の取扱い（公欠、休講）について」を参照してください。

URL：<http://www.okayama-u.ac.jp/tp/student/kouketsu.html>

① 気象警報が出された場合等における休講措置について

台風等により、岡山地域に岡山地方気象台から気象警報が発表された場合における岡山大学の授業（定期試験を含む。）の取扱いは、次のとおりとします。

1) 対象となる気象警報（以下「警報」という。）は、次の3種類のいずれかとします。

- ア) 暴風警報
- イ) 暴風雪警報
- ウ) 大雪警報

2) 授業の取扱い

ア) 休講となる場合

- A 警報が、午前6時から午前8時40分（授業開始時刻）までにでている場合は、全ての授業を休講とします。
- B 警報が、午前8時40分までに解除されても、全ての授業は休講とします。
- C 授業開始後に警報が出された場合は、次の時限以降の授業を休講とします。
- イ) 上記の休講措置の対象とならない警報や局地的な災害発生で交通機関が運休する等により登校が困難な場合は、所定の手続の上、受講できなかった授業を公欠扱いとします。
- ウ) 上記の措置により、休講となった授業の補講及び公欠扱いとした場合における授業の取扱いは、3)のとおりとします。

② 感染症に罹患した場合について

- 1) インフルエンザなど特定の感染症に罹患した場合は出校できないので、そのことを学務課工学部担当（251-8018, 8019）へ電話連絡すること。（休日等で病院で診察後も平日に電話連絡してください。）
- 2) 診断結果が陽性（インフルエンザなど）の場合は、公欠になりますので、病名、罹患期間を記載した治癒証明書を持参して所定の手続きを行ってください。

③親族が死亡した場合(忌引き)について

次に掲げる親族の死亡に伴い、葬儀などに出席するため授業を欠席する場合、忌引きとして公欠扱いとなりますので会葬礼状を持参して、所定の手続きを行ってください。

- ア 配偶者
- イ 1親等（父母、子）
- ウ 2親等（祖父母、兄弟姉妹、孫）

【休講となった授業の補講及び公欠の取扱い】

- ア) 休講となった授業については、後日補講を行うものとします。
- イ) 公欠扱いとした場合は、原則として補講は行わず、授業担当教員の判断により当該授業の学習に相当する学習を課すものとします。
- ウ) 公欠扱いの届出は、「公欠届」を学務課工学部担当に提出してください。

(5) 不正行為等の取扱いについて

既に、「試験及び評価の方法等」及び「表彰・懲戒」の項でも説明していますが、さらに以下のとおり説明します。不正行為等があった場合は、厳しい処分を受けることとなりますので、学生としての本分を自覚して、規律正しく学生生活を送ってください。

① 不正行為等に対する処分

- 1) 退学
- 2) 停学
- 3) 訓告
- 4) 謹慎
- 5) 嚴重注意

② 処分に該当する不正行為等

1) 退学又は停学

- ア 本学の秩序を乱し、授業・研究を妨げるような行為を行った場合
- イ 本学の学生として、学内外において重大な違法行為を行った場合
- ウ 本学が実施する試験において不正行為を行った場合
- エ 学則その他本学の諸規則に違反する行為で悪質な場合

2) 訓告

- ア 本学が実施する試験において、不正行為を行おうとした場合及び監督者の注意又は指示に従わない場合で特に悪質と判断された場合
- イ 本学の学生として、学内外において違法行為を行った場合
- ウ 学則その他本学の諸規則に従わない行為で軽微な場合

3) 謹慎

明らかに退学又は停学処分に該当する場合で、処分決定までの期間行われる処分

4) 嚴重注意

教育的指導を要する行為があった場合

岡山大学で定めている処分の標準的な基準は、以下に示すとおりですが、個々の事情によっては、重い処分が課されることがあります。

《学生の懲戒に関する指針（抜粋）》

- 1 学生の懲戒は、教育指導の観点から行うものとする。
- 2 懲戒の種類及び内容を決定する際の目安は、次のとおりとする。

- ① その行為が悪質で、かつその結果が重大な場合 ……退学又は停学

- ② その行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合……停学又は訓告
 - ③ その行為の悪質性は軽微であるが、その結果が重大な場合 ……訓 告
- 3 行為の悪質性は、行為の態様、行為に至る動機及び故意又は過失などの学生の主観的態様、過去の懲戒歴等を勘案して判断するものとする。
- 4 結果の重大性は、被害者に与えた損害の程度（人身損害か物的損害かなど）及びその行為が他の学生並びに社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。
- 5 懲戒の標準例は次のとおりとする。ただし、個々の事情によっては、標準例以外に懲戒が課される場合がある。
- なお、標準例に掲げられていない行為についても、懲戒の対象となりうる。
- ① 強盗、強姦などの凶悪な犯罪行為を行った場合 ……退 学
 - ② 万引き、他人を傷害するに至らない暴力行為などの犯罪行為を行った場合 ……停学又は訓告
 - ③ 痴漢行為（のぞき見、盗撮行為などを含む。）を行った場合 ……停学又は訓告
 - ④ セクシュアル・ハラスメントに当たる行為 ……停学又は訓告
 - ⑤ 人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が飲酒運転や暴走運転など悪質なとき ……退学又は停学
 - ⑥ 飲酒運転、暴走運転などの交通法規違反を犯した場合 ……停学又は訓告
 - ⑦ コンピュータの不正利用を行った場合 ……停学又は訓告

《試験における不正行為等の取扱い（抜粋）》

- 1 退学又は停学は、次に掲げる不正行為を行った場合とする。
- 退 学
- ① 代理（替玉）受験をしたり、させた場合
 - ② その他特に悪質な不正行為をした場合
- 停 学
- ① 許可されていないノート及び参考書等を参照した場合
 - ② 答案を交換した場合
 - ③ その他不正行為を行った場合
- 2 不正行為が判明した場合、当該学生の所属する学部長は、当該学生に対し直ちに謹慎を命ずる。
- 3 不正行為が行われた試験及びその期における以後の試験は、当該学生に対し無効とする。
- 4 共謀の不正行為にあつては、依頼者及び被依頼者とも原則として同一の処分とする。
- 5 停学の期間は、3月を超えるものとし、始期は不正行為のあった日の翌日とする。
- 6 不正行為を行おうとした場合及び試験場において監督者の注意又は指示に従わない者には、退場を命じ、その試験を無効とする。

(6) セクシュアル・ハラスメントについて

セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意志に反して、性的な性質の言動を行い、相手を不快にさせたり、傷つけたりする行為を指します。大事なものは、行為をした側の価値基準ではなく、受けた側（被害者）がその行為をどう受けとめたかということです。

このような性的な嫌がらせの加害者は、被害者に対して相対的に強い立場にある場合（例えば、教員と学生、先輩と後輩）が多く、そのため被害者が嫌がらせに抗議したり、拒否したりできな

いことが問題となります。ただし、同級生同士又は同性同士など、一見対等な関係にある間柄でも、相手の望まない性的言動を強要すれば、セクシュアル・ハラスメントとなります。

以下に、被害者側からみたセクシュアル・ハラスメントの具体例を示します。

① 言動によるセクシュアル・ハラスメント

- 授業中やサークル活動の際などに卑わいな冗談を言われ、不快だが、やめてほしいと言えない。
- 身体的な外観をからかわれたり、「女が勉強しても仕方がない」といった言葉をかけられる。
- 機械操作にあまり自信がないのに、「男なんだから、機械は得意なはずだろ」と先生や先輩に決めつけられた。
- 性的な経験についてしつこく聞かれて困る。

② 視線・動作によるセクシュアル・ハラスメント

- 個別指導やコンパの最中などに身体をじろじろ見られたり、手を握られたり、身体を触られたりしていやな思いをする。
- サークルの部室、院生室などにヌードポスターが貼ってあり、不快なのでその部屋に出入りしたくない。

③ 行動によるセクシュアル・ハラスメント

- 先生からデートに誘われ、断ると、授業の成績や論文指導に影響すると脅かされる。
- 交際を断った相手から、しつこく性的誘いを受れたり、つけ回される。

上記に挙げた例は、ほんの一部で、他にもいろいろな状況、いろいろな関係にある人たちとの間でセクシュアル・ハラスメントは起こります。被害者は女性だけとも限らず、男性も女性も、どのような立場にいる人も、セクシュアル・ハラスメントの当事者となる可能性があります。

④ もし、あなたがセクシュアル・ハラスメントを受けていると思ったら

- 自分を責める必要はありません。勇気を出して、「やめて下さい」「困ります」などと自分の気持ちを相手に伝えてみましょう。
- 信頼できる身近な人や、大学の相談員に相談しましょう。自分が不快に思っていることが、セクシュアル・ハラスメントといえるかどうか分からない場合でも、一人で悩むより、他の人の意見を聞きましょう。
- 自分が受けた、セクシュアル・ハラスメントと思われる行為について、それを受けた日時、場所、行為の内容、第三者が居合わせたかどうかなどについて、なるべく詳しい記録を取っておきましょう。

本学では、セクシュアル・ハラスメントに関する相談や苦情を受け付ける相談員の制度を設けています。(相談員名簿については、岡山大学ホームページ(困ったときの相談窓口(セクシュアル・ハラスメン等防止) URL=<http://www.okayama-u.ac.jp/user/sex-hara/index.html>)を参照してください。)また、学務課工学部担当、学務部学生支援課も相談の窓口になっています。相談の際のプライバシーは守られ、相談したことで不利益を被ることはありません。

⑤ セクシュアル・ハラスメントを防ぐために

大学の中で優位の立場にある人(学生に対する教職員、後輩に対する先輩など)は、自分より弱い立場の人が何を不快に思うか、といったことに敏感でなければなりません。

セクシュアル・ハラスメントに第三者として立ち会った場合も、見過ごさず、被害者の立場に立って考え、相談にのってあげることが大切です。

セクシュアル・ハラスメントの背景には、社会の中で構造化された性差別の問題があります。一人一人の意識改革と小さな努力の積み重ねで、セクシュアル・ハラスメントをなくしていきましょう。